

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第四十一号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
第三条 (略)		第三条 (略)		第三条 (略)	
事務	市町	事務	市町	事務	市町
五 (建築基準法関係) (略)		五 (建築基準法関係) (略)		五 (建築基準法関係) (略)	
(12) (11) 政令第百三十七条の十二第 十一項の規定による敷地と道 路の関係に関する認定		(12) (11) 政令第百三十七条の十二第 六項の規定による敷地と道路 の関係に関する認定		(12) (11) 政令第百三十七条の十二第 七項の規定による敷地と道路 の関係に関する認定	
(13) 政令第百三十七条の十二第 十二項の規定による道路内の 建築制限に関する認定		(13) 政令第百三十七条の十二第 七項の規定による道路内の建 築制限に関する認定		(13) 政令第百三十七条の十二第 七項の規定による道路内の建 築制限に関する認定	
(14) (17) (略)		(14) (17) (略)		(14) (17) (略)	

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
第二条 (略)		第二条 (略)		第二条 (略)	
事務	市町	事務	市町	事務	市町
二十三の五 特定都市河川浸水被 害対策法（平成十五年法律第七 十七号。以下この号において「 法」という。）及び法の施行の ための規則に基づく事務のうち 次に掲げるもの	東広島市	二十三の五 特定都市河川浸水被 害対策法（平成十五年法律第七 十七号。以下この号において「 法」という。）及び法の施行の ための規則に基づく事務のうち 次に掲げるもの	東広島市	二十三の五 特定都市河川浸水被 害対策法（平成十五年法律第七 十七号。以下この号において「 法」という。）及び法の施行の ための規則に基づく事務のうち 次に掲げるもの	二十三の五 特定都市河川浸水被 害対策法（平成十五年法律第七 十七号。以下この号において「 法」という。）及び法の施行の ための規則に基づく事務のうち 次に掲げるもの
(1) 法第三十条の規定による雨		(1) 法第三十条の規定による雨		(1) 法第三十条の規定による雨	

(2) 水浸透阻害行為の許可 法第三十四条（第三十七条 第四項及び第三十九条第四項 において準用する場合を含む。） の規定による雨水浸透阻害 行為の許可の条件の設定	(3) 法第三十五条（第三十七条 第四項及び第三十九条第四項 において準用する場合を含む。） の規定による雨水浸透阻害 行為の協議
(4) 法第三十六条第二項（第三 十七条第四項及び第三十九条 第四項において準用する場合 を含む。）の規定による雨水 浸透阻害行為の許可又は不許 可の通知	(4) 法第三十六条第二項（第三 十七条第四項及び第三十九条 第四項において準用する場合 を含む。）の規定による雨水 浸透阻害行為の軽微な変更の届出 の受付
(5) 法第三十七条第一項の規定 による雨水浸透阻害行為の変 更の許可	(5) 法第三十七条第三項の規定 による雨水浸透阻害行為に 関する工事の完了又は廃止の届 出の受付
(6) 法第三十八条第二項の規定 による雨水浸透阻害行為に 関する工事の完了の検査	(6) 法第三十八条第一項の規定 による雨水浸透阻害行為に 関する工事の完了又は廃止の届 出の受付
(7) 法第三十八条第三項の規定 による雨水貯留浸透施設の標 識の設置	(7) 法第三十八条第五項の規定 による雨水貯留浸透施設の標 識の設置
(8) 法第三十八条第六項の規定 による雨水貯留浸透施設の標 識の移転等の承諾	(8) 法第三十八条第六項の規定 による雨水貯留浸透施設の標 識の設置に伴う損失の補償に 係る協議
(9) 法第三十八条第七項の規定 による雨水貯留浸透施設の標 識の設置に伴う損失の補償に 係る裁決の申請	(9) 法第三十八条第七項の規定 による雨水貯留浸透施設の標 識の設置に伴う損失の補償に 係る裁決の申請
(10) 法第三十九条第一項の規定 による雨水貯留浸透施設の機 能を阻害するおそれのある行 為の許可	(10) 法第三十九条第一項の規定 による雨水貯留浸透施設の機 能を阻害するおそれのある行 為の許可
(11) 法第三十九条第八項の規定 による雨水貯留浸透施設の標 識の設置に伴う損失の補償に 係る協議	(11) 法第三十九条第八項の規定 による雨水貯留浸透施設の標 識の設置に伴う損失の補償に 係る協議
(12) 法第三十九条第一項の規定 による雨水貯留浸透施設の機 能を阻害するおそれのある行 為の許可	(12) 法第三十九条第一項の規定 による雨水貯留浸透施設の機 能を阻害するおそれのある行 為の許可
(13) 法第四十一条第一項の規定 による雨水浸透施設の機能を阻 害するおそれのある行為の許 可	(13) 法第四十一条第一項の規定 による雨水浸透施設の機能を阻 害するおそれのある行為の許 可

(略)

(略)

附則

公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。

二号の五(8)、第十二号(4)、第十四号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二(20)から(22)まで、(31)、(32)、(33)、(34)、(35)及び(36)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(51)、(53)、(55)、(56)、(57)及び(58)、第十九号(37)及び(39)、第二十号(2)、(3)、(24)、(26)、(40)、(41)、(42)及び(43)、第二十号(3)、(4)、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号(4)、(3)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)、(25)及び(26)、第二十号(5)、(4)、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号(6)及び(7)、第二十号(7)、(6)及び(9)、第二十三号の二(2)、(3)、(23)、(24)、(25)及び(26)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号(10)、(13)、(23)、(24)、(25)及び(26)、第二十四号の三(2)、(3)、(26)及び(27)、並び(35)。